

別表六の二(八)

27欄及び36欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が機械等を取付した場合の法人税額の特別控除に関する明細書				事業年度	法人名	()				
個	別	所	得	金	額	円	連結所得の金額 (別表四の二「50の①」)	20	円	
							調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(20)}$	2		
各	連	結	法	人	の	計	総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100}$	24		
							当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	25		
							調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「35の②」)	26		
							当期分の特別控除額の合計額 $(25) - (26)$	27		
法	人	の	合	計	額	総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100}$	28			
						総調整前連結税額基準額の残額 $(28) \text{ 又は } (28) - (25)$	29			
						繰越税額控除可能額の合計額	30			
						繰越税額控除可能額の合計額	31			
の	計	算	分	算	分	繰越税額控除可能額の合計額	合計	32		
						調整前連結税額超過構成額	合計	33		
						調整前連結税額超過構成額	合計	34		
						調整前連結税額超過構成額	合計	35		
の	計	算	分	算	分	当期分の特別控除額の合計額 $(32) - (35)$	36			
						法人税額の特別控除額の合計額 $(27) + (36)$	37			
						各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算	連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 $(38) - (39)$
						連結事業年度又は事業年度	38	39	40	
計	算	分	算	分	算	当期繰越税額控除可能額 $(11) \text{ と } (15) \text{ のうち少ない金額}$	16			
						調整前連結税額超過構成額 $(33) \times \frac{(39の①)}{(30)} + (34) \times \frac{(39の②)}{(31)}$	17			
						当期繰越税額控除額 $(16) - (17)$	18			
						当期分の特別控除額の個別帰属額 $(10) + (18)$	19			

27欄

中小連結法人が機械等を取付した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の11第2項」
- ②区分番号に、「10042」
- ③適用額欄に、当該別表六の二(八)27欄の金額(円単位)を記載してください

36欄

中小連結法人が機械等を取付した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の11第3項」
- ②区分番号に、「10043」
- ③適用額欄に、当該別表六の二(八)36欄の金額(円単位)を記載してください

別表六の二(八) 平二十二・四・一以後終了連結事業年度分